

狭山市学童保育室入室承認基準指数

令和8年7月16日 市長決裁

《基本点：次の1～3までのいずれか》

1. 就労できる場合

保護者の就労により児童の保育ができない場合

保護者の就労形態				点数
① 保護者の勤務状態	①ー1 外勤	会社員 自営業 (パートを含む)	月20日以上（週5日）勤務	16
			月16日以上（週4日）勤務	12
			月12日以上（週3日）勤務	8
			月8日以上（週2日）勤務	4
			上記以下	0
	①ー2 内勤	自営業 (専従者を含む)	月20日以上（週5日）勤務	14
			月16日以上（週4日）勤務	10
			月12日以上（週3日）勤務	6
			上記以下	0
		内職	月20日以上（週5日）勤務	8
			月16日以上（週4日）勤務	4
			上記以下	0
	①ー3 無職 (確約書)	内定あり	月20日以上（週5日）勤務	12
			月16日以上（週4日）勤務	8
			月12日以上（週3日）勤務	4
			上記以下	0
		内定なし		0
② ＋ 就労終了時間 ＋ 通勤時間	18:00以降			11
	17:30以降18:00未満			10
	17:00以降17:30未満			9
	16:30以降17:00未満			8
	16:00以降16:30未満			7
	15:30以降16:00未満			6
	15:00以降15:30未満			5
	15:00未満			却下
	無職（確約書）			0
② (小学校の長期休業中)	18:00以降			11
	17:30以降18:00未満			10
	17:00以降17:30未満			9
	16:30以降17:00未満			8
	16:00以降16:30未満			7
	15:30以降16:00未満			6
	15:00以降15:30未満			5
	14:00以降15:00未満			4
	13:00以降14:00未満			3
	12:00以降13:00未満			2
	11:00以降12:00未満			1
	11:00未満			却下
	無職（確約書）			0

2. 就労できない場合

(1) 疾病・出産または障害があるため、児童の保育ができない場合

事由	内容	点数
①疾 病	入院（期間中に限る）	20
	自宅内	16
	常時病臥、感染症 療養（病後）	12
②障害等	障害者・療育・精神手帳あり	16
③出 産	産前6週、産後8週の期間内に限る	26

(2) 介護をするため児童の保育ができない場合

事由	内容	点数
①自宅内介護	週4日以上かつ一日6時間以上	8
	上記以外	4
②自宅外介護	週4日以上かつ一日6時間以上	10
	上記以外	6

3. その他の場合

事由	内容	点数
①学生等	職業訓練校、その他学校等に日中、恒常的に就学している	12
②特 例	ここに定めのない事由により、児童の保育ができない場合	協議

※ 保護者の基本点は“家庭内における保護者の平均点”とする（両親の場合＝父＋母÷2）

《調整項目：下記に該当する場合は調整を加える》

事由	内容	点数
①児童	1年生	32
	2年生	24
	3年生	16
	4年生	0
	5年生	-8
	6年生	-16
	①ー2 在籍する学級	特別支援学級 8
①ー3 障害等	手帳有り（特別支援学級以外）	障害1・2級、療育①・A、精神 8
		障害3級、療育B・C 5
②ひとり親	母子・父子家庭（単身赴任を含む） （死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁等）	16
③同一世帯 親族	18歳以上75歳未満 （高校生を除く）	就労有り 0
		就労無し -10
④別世帯 祖父母	75歳未満 かつ 就労等※1なし	住所地 学区内 -8
		上記以外 0

※1 就労等には介護や疾病を含む

【注釈】

- 1 入室審査上の世帯とは、住民票上の世帯をいう。
- 2 就労時間等は就労証明書によるが、実際の勤務が著しく相違する場合は、3ヶ月の実績及びシフト表等を確認し、認定するものとする
- 3 外勤とは、自宅を離れて就労するものとする
- 4 内勤とは、自宅内（自営業者の場合は事務所等を含む）にて就労するものとする
- 5 内職とは、自宅内において、請負就労を行っているものとする
- 6 感染症は、医師の診断等により隔離が必要であると認められる疾患とする
- 7 被介護者は、要介護者（要介護認定1～5）とする。
ただし、被介護者が入院または施設に入所している場合、却下とする
- 8 父又は母のどちらか一方の就労終了時間並びに通勤時間を合算した時間が15:00より前である場合、却下とする
ただし、小学校の春・夏・冬休み期間中は、11:00より前である場合、却下とする
- 9 児童及び児童の兄弟姉妹の保育料（保育所保育料含む）に未納がある場合、保留とする
- 10 無職の場合であっても求職中であれば審査対象とするが、入室後1か月以内に就労しない場合、退室とする
- 11 指数が同点の者が複数おり、かつその全員を定員超過等で入室させることができない場合は、次の優先順位に従って入室決定するものとする。①学年の低いもの ②基本点の高いもの ③ひとり親世帯

※ ここに定めのある事項で疑義が生じた場合は、協議し点数等を再決定するものとする